

意見検討結果一覧表

（案名：いわて青少年育成プラン（改訂素案）についての意見募集）

番 号	意 見	検討結果（県の考え方）	決定への 反映状況
1	<p>7 ページ (2)技術革新や情報化社会の進展 「(略)インターネット上には青少年が閲覧するには望ましくないと考えられる情報が氾濫しているほか、(略)」</p> <p>本プランの「青少年」の定義は、乳幼児期から青年期までの者（0～30 歳）であるため、一部の成人に対しても本プランは適用される。「成人が閲覧するには望ましくないと考えられる情報」を行政が規定することは、日本国憲法が定める自己決定権や表現の自由を侵害する恐れがあるため、表現を「青少年」から「子供」と改めるべきである。</p>	<p>本項目における「青少年」とは、本来は「18 歳未満の青少年」を意図しているものでしたので、指摘を踏まえ、「青少年」の記載を「18 歳未満の青少年」へ見直します。</p>	F（その他）
2	<p>18 ページ ●日本の動き 「子ども基本法」</p> <p>施行された法律名にあわせ「こども基本法」とすべきである。</p>	<p>法律名に合わせ記載を訂正します。</p>	F（その他）
3	<p>33 ページ カ 性に関する指導の充実 「・ 近年、性交体験の低年齢化や性に関するモラルの乱れが見受けられるほか、援助交際などが社会問題化しています。」</p> <p>日本性教育協会の「第8回青少年の性行動全国調査報告」によると、近年（2011年→2017年）の性交経験率は、中学・高校・大学の全年代、男女すべてにおいて、横ばいもしくは低下しており、前提となる事実認定が誤っている可能性がある。岩手県で特にそのような調査が存在するのであれば、出典となる根拠を明示するべきである。</p> <p>また、「性に関するモラルの乱れ」について、本プランは青少年（0～30 歳）を対象としており、特に 18 歳以上の成人に対して、行政がこの文言を用いることは、成人の自己決定権を侵害していると考えられるため削除すべきである。仮に、思春期の児童などを対象とした文言に限定した場合でも、具体的に乱れているモラル（＝倫理思想、行為では無い）を明らかにした上で、乱れている現状についての根拠を提示するべきである。</p>	<p>御指摘のあった県内の現状については、今後策定を予定している次期プランに向けて見直すこととし、今回の改訂プランからは記載を削除することとします。</p>	D（参考）

4	<p>72 ページ ア 環境浄化の充実</p> <p>「○ 有害な図書類を青少年に販売・閲覧等させないため、条例に基づく不健全図書類の指定や立入調査を行います。」</p> <p>「青少年のための環境浄化に関する条例」に基づく不健全図書類の指定の目的は「6歳以上 18歳未満の者（婚姻により成年に達したとみなされる者を除く。）」に対して、指定図書類を販売・閲覧等させないためである。</p> <p>本プランの「青少年」の定義は、乳幼児期から青年期までの者（0～30歳）である。そのため、「青少年のための環境浄化に関する条例」による不健全図書類の指定によって、あたかも、成人に対してであっても指定図書類を販売・閲覧等させることを禁止しているように読み取れ、条例の趣旨から逸脱するため、表現を改めるべきである。</p>	<p>本項目における「青少年」とは、本来は「18歳未満の青少年」を意図しているものでしたので、指摘を踏まえ、「青少年」の記載を「18歳未満の青少年」へ見直します。</p>	F（その他）
---	--	---	--------

備考 「決定への反映状況」欄には、次に掲げる区分を記載するものとします。

区 分	内 容
A（全部反映）	意見の内容の全部を反映し、計画等の案を修正したもの
B（一部反映）	意見の内容の一部を反映し、計画等の案を修正したもの
C（趣旨同一）	意見と計画等の案の趣旨が同一であると考えられるもの
D（参考）	計画等の案を修正しないが、施策等の実施段階で参考とするもの
E（対応困難）	A・B・Dの対応のいずれも困難であると考えられるもの
F（その他）	その他のもの（計画等の案の内容に関する質問等）